

## サクラサイト根絶のために

成城大学法学部教授

町村 泰貴

いわゆる出会い系サイトをめぐっては、当初、売買春の温床となるという点や青少年健全育成の観点から問題視され、登録制を柱とする「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」が制定されました。しかし、この立法の傍ら、出会えない系とも呼ばれるサイトの問題が顕在化してきました。出会いを目的とした有料のメッセージ交換をいくらやっても、あれこれと理由を付けて引き伸ばされ、結局、一度も会えないまま、高額メッセージ交換料金をとられてしまいます。

男女の出会いを目的としたサイトという限りでは、高額料金をとられるだけに終わっても、あまり同情を引かないという問題もありました。しかし、サイトの目的は男女の出会いから同情型や利益誘導型に広がってきました。被害者も男性だけとは限らず、むしろ女性が被害を受けるケースのほうが多くなってきました。こうなると、詐欺という性格が明確になってきますし、法的な救済のために多数の実務家が注力するようになりました。

本書では、そうした法曹実務家の活動成果が表れています。

元々の出会い系（出会えない系？）であれ、利益誘導型や同情型であれ、有料のメッセージ交換サービス利用に勧誘し、思わせぶりなやりとりが続きます。被害者とメッセージの交換をしている相手が、本当は誰であるのか、メッセージ交換の中ではわかりません。若い女性とか、一人暮らしのお年寄り、という設定でも、サイトの運営者が雇った者が、サクラとしてメッセージを書いているのかもしれませんが。そうであるならば、もう紛れもなく詐欺ということになります。しかし、サクラによるメッセージなのかどうかを解明し、立証することは極めて難しいことです。

それでも、数多くの事件に立ち向かった弁護士などの努力により、被害救済が実現できるケースが出てきました。その努力の成果として、メッセージの相手方が被害者に対して、多額の利用料金を必要とする操作を行わせる合理性がないことから、それがメッセージ交換サイトの運営者のために、その者に雇われて行っていることを、裁判所が認める例も出てきましたし、裁判外の交渉で被害を回復することもできた場合もあります。サクラサイトの上位組織の幹部が逮捕されるという成果も出てきています。

ただし、被害回復が可能なケースがあるといっても、確実ではありません。サクラサイト運営者が逃げてしまえば、追いかけるのは難しくなりますし、騙し取った金銭を使い果たしてしまえば、取り戻せなくなります。そして何よりも、受けた被害を取り戻すには多大な労力が必要となります。また、インターネットの技術も使い方も日進月歩ですから、次々と新たな手口が出てきています。本書では、国際ロマンス詐欺についても取り上げられていますが、ことのほか救済が難しいものです。そして、法的手段をとるとしても、この分野に精通した弁護士に依頼しないと、新たな被害を受けることにもなりかねません。この点は、本書第7章IIで触れられています。

やはり、サクラサイトの被害を受けないことが最善です。

本書は、サクラサイトの危険性やその救済のための努力が詰まっています。本書によって、被害救済のノウハウが伝わり、実際の被害の回復や未然防止につながることを心より期待して、本書を推薦する次第です。

## 第2版はしがき

本書は、サクラサイトをはじめとする悪質サイトによる被害者救済に取り組む全国の弁護士で結成する私たちサクラサイト被害全国連絡協議会が平成29年11月に刊行したサクラサイト・悪質サイト被害救済のための手引書の改訂版である。

私たちは、平成23年7月の第1回以来、本書初版刊行後も年2回全国各地で協議会を開催してきている。この間、協議会に属する弁護団・弁護士は、多数のサクラサイト・悪質サイト被害を解決してきており、その経験・知識・ノウハウの蓄積は初版刊行時以上に高水準でかつ膨大なものとなった。私たちは年2回の協議会等で、これらの経験・知識・ノウハウ等を報告し合い、討議検討して共有するとともに判例の分析や法理等の研究も深めてきた。

他方、いまだ救済を受けられない被害者も多数おられ、国際ロマンス詐欺等新たな被害類型も発生し、解決できると称して高額の金員を支払わされる各種二次被害も続出して、多くの弁護士が被害救済に立ち上がる必要性はますます高くなっている。そこで、協議会では、より多くの弁護士が被害救済に取り組めるように私たちの最新の到達点を紹介しようと、本書の改訂を企画し、出版社の賛同を得て改訂版発刊に至ったものである。

本書は、協議会の最先端で活動している弁護士十数名が手分けして各経験分野・得意分野を執筆し、編集会議で吟味検討したものであって、その内容はわが国最高水準をいくものであると自負している。

本書が、これまで以上にサクラサイト・悪質サイト被害救済に関心をもつすべての弁護士、消費生活相談員らの皆様のお役に立つことを心から祈念するとともに協議会としても被害の根絶をめざしてこれからも活動する決意を新たにするものである。

令和5年11月

サクラサイト被害全国連絡協議会

共同代表 武井 共夫



# 第1章

## 總論

## I サクラサイト被害とは

サクラサイト被害は、サイト運営業者が主に「出会い系サイト」（「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」を俗に「出会い系サイト規制法」と呼称しているところであるが、この法律の定める「出会い系サイト」のこと）の仕組みを悪用して発生させている詐欺被害である。

この「出会い系サイト」とは、簡単にいえば、「見知らぬ同士がインターネット上の掲示板や電子メールのやりとりを通じて、知り合うことができるサイト」のことである。

出会い系サイトでは、一般利用者は、出会い系サイトに登録すると運営業者からIDとパスワードが交付され、それらを入力することによりサイトを利用することができる。サイト内では、個人情報を開示することなく、ハンドルネーム（ニックネーム）でのやりとりができる。個人情報を開示する必要がないので、ある意味、安心して相手とのやりとりを楽しむことができるという利点がある。このように、一般の出会い系サイト自体は、有料で「出会いの場」を提供するサービスであるために、サイト内で何度か連絡を取り合ったもの同士が、個人的に連絡先の交換をしたうえで、サイトの外で連絡を取り合うことも、当然に想定されている。

しかし、匿名性というメリットは、逆に、性別や年齢を偽ったり、他人の写真を自分のものとして送ったりして、容易に別人になりすますことを可能としている。また、メール相手の実在性も偽ることがシステム上は可能であるため、実際にはサイト運営業者が設定した架空のキャラクターである相手を、実在の会員と誤信して連絡を取り合ってしまうことも多い。

そのため、一般の出会い系サイトの多くが、月額固定料金としていたり、利用金額に上限を設けているのに対して、本書で取り上げるようなサクラサ

イトの特徴としては、都度課金方式をとり、よしんば利用金額の上限を設けているにせよ高額に設定されるなどして、サイト運営業者が、一般利用者に、あの手この手を使ってメール送受信を頻繁に行わせ、サイト利用料金目ないし手続費用名目で、高額の金銭を収奪する仕組みを、あらかじめ設定していることが特徴である。

---

## II サクラサイト被害の歴史

---

### 1 実際の状況

全国の消費生活センターに寄せられる相談の中で、「出会い系サイト」に関する被害相談は、平成23年（2011年）度の2万6434件をはじめとし、平成24年(2012年)度に2万1155件、平成25年(2013年)度に1万3908件、平成26年(2014年)度に1万3236件、平成27年（2015年）度に1万1198件、平成28年（2016年）度に9580件、平成29年（2017年）度に8717件、平成30年（2018年）度に8910件、平成31年（2019年）度に8926件、令和2年（2020年）度に1万0599件、令和3年（2021年）度に1万0255件となっており、なお年間1万件近くの相談がある状況である（〈[https://www.kokusen.go.jp/soudan\\_topics/data/deaikei.html](https://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/deaikei.html)〉）。

### 2 被害報道

出会い系サイト、サクラサイト被害については、独立行政法人国民生活センターが、平成20年6月5日、平成22年9月1日、平成23年12月1日、平成24年4月19日、同年7月26日と短期間に複数回の報道発表を繰り返すほどの多くの被害が発生していることがわかる。

国民生活センターでは、平成24年4月19日の報道発表資料以降、「サイト業者に雇われたサクラが異性、タレント、社長、弁護士、占い師などのキャ

ラクターになりすまして、消費者の様々な気持ちを利用し、サイトに誘導し、メール交換等の有料サービスを利用させ、その度に支払いを続けさせるサイト」をサクラサイトと呼ぶようになった。それまでは、「悪質な『有料メール交換サイト』」（平成22年9月1日報道発表資料）とか「悪質“出会い系サイト”」（平成23年12月1日報道発表資料）などと呼称されていたものを、被害の実態にあわせて、呼称を変更したのである。

以降も、国民生活センターでは、継続的に注意喚起報道をしており、新たなサクラサイトの類型に対する注意喚起も出されている。すなわち、サクラサイトは、従来のように、単に異性との出会いを餌にするだけではなく、「利益が得られる」ことを餌として、サイト運営業者が、一般利用者にメッセージ送受信を頻繁に行わせ、サイト利用料名目ないし手続費用名目で高額の金銭を取奪する類型等も近時は増えているため、国民生活センターは、令和2年（2020年）7月16日には「利益誘引型」のサクラサイトについても注意報道を出している。

### 3 刑事・民事上の責任

出会い系サイトに関するトラブルは、すでに平成10年頃から頻発し始めて、平成15年には俗にいう出会い系サイト規制法が成立することとなった。それ以後も、出会い系サイトが1つのビジネスモデルとしてインターネット業界の中で存在感を示していくのとあわせて、自ら出会い系サイトに登録をした覚えがないのに出会い系サイトに登録させられたり、迷惑メールにより出会い系サイトに誘導されたりといった勧誘方法の問題や、多額の金銭提供や交際をちらつかせながら高額のサイト利用料金を費消させるといった悪質な運営手法をとる出会い系サイトが急増して、その業態自体が社会問題化するようになっていった。

平成22年には、サクラを利用した出会い系サイト運営業者が摘発され、



関係者が逮捕されて有罪となり、サクラによる被害であることを認定し実刑判決を言い渡した刑事判決などのほか、民事事件でも、サクラによる詐欺的被害であることを認めた判決が言い渡された。

その後も、平成24年6月には、大手出会い系サイト運営業者の幹部およびサクラとして働いていた従業員が逮捕され、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（組織的犯罪処罰法）違反（同法3条1項13号、刑法246条1項）で、実質的経営者には懲役12年（求刑15年）、サクラとしてメールのやりとりをしていただけのアルバイト従業員にも実刑判決が言い渡されたKING事件など、サクラサイト被害に関与した者の刑事責任も追及されるようになった。

なお、「さくら」とは、一般的には、大道商人の仲間や講演会などで馴れ合いの拍手をしたり賛成したりする者を意味している。しかし、サクラサイトにおけるサクラは、後に詳述するが、サイト運営業者が直接または間接に使用しているサイト側従業員であったり、機械上で設定された架空のキャラクターであったりするのであり、一般利用者を当該サイトに誘い込み、あるいは誘い込んだ一般利用者に対し、自ら一般の利用者を装い、自分と同じ一般利用者だと信じている一般利用者に対し、利用料などの名目でサイトを利用するように仕向けている存在である。重要なのは、サクラが、自ら一般顧客に利用料の名目でお金を払わせる目的をもって、内容虚偽のメールを送り付けていることであり、そのサクラの行為自体が単独でも詐欺行為ともいうべき重大な違法行為となっていることである。

本書で「サクラ」とは、このように、自ら詐欺行為というべき重大な違法行為を行っている者を意味している。

## 4 サクラサイト被害全国連絡協議会のこれまでの取組み

### (1) サクラサイト被害全国連絡協議会とは

サクラサイト被害全国連絡協議会（以下、「連絡協議会」という）は、サクラサイト被害が増えてきている中で、サクラサイト被害の救済に取り組む全国の有志の弁護士によって結成され、平成23年7月に第1回連絡協議会が埼玉で開催された。現在では年2回、全国各地で連絡協議会が開催されている<sup>1</sup>。

連絡協議会では、サクラサイト被害について、サクラサイト運営業者に対する責任追及に関する情報交換や、訴訟提起に向けての活動のほか、クレジットカード、電子マネー、コンビニエンスストア（以下、「コンビニ」という）収納代行等の決済システムの分析、さらには、決済システムに参与している悪質な決済代行業者等に対する責任追及に関しての情報交換等を行っている。

### (2) 連絡協議会のこれまでの活動

連絡協議会のこれまでの主な活動は、以下のとおりである。

#### (A) 全国一斉110番

平成23年3月7日に第1回全国一斉110番を開催し、その後、ほぼ毎年全国一斉110番を行い、全国のサクラサイト被害の相談を受けている。最近では、サクラサイト被害のみならず、探偵事務所等による二次被害の相談や、占いサイト被害の相談も増加している。

#### (B) 全国集団提訴、一斉告発

連絡協議会では、サクラサイト運営業者の大手であったインパクトグループやフロンティア21に対する各地域での集団訴訟や、悪質業者等を相手方とする全国集団提訴（平成25年6月24日に5県28件の提訴）、一斉刑事告発（ウ

---

1 サクラサイト被害全国連絡協議会ウェブサイト〈<https://sakurahigai.kyogikai.org/>〉参照。

イングネットグループ事件を含む出会い系サイト事業者に対する刑事告訴)、さらにはウイングネットグループの実質的黑幕と目された人物への刑事告発を行った。

(C) 意見書の提出、行政庁への情報提供、シンポジウムの開催

連絡協議会では、サクラサイト被害の撲滅を目的として、決済システムの悪用を防止するために、平成27年1月30日、割賦販売法改正に関する意見書を提出した。同年12月には、資金決済法改正に関する消費者委員会への電子マネー関連の被害集約に協力すべく情報提供をした。また、同年5月23日、東京において連絡協議会が主催となり、決済に関するシンポジウム「キャッシュレス時代の落とし穴」を開催し、同年6月27日には愛知県弁護士会が主催となり、決済に関するシンポジウムを開催した。

(3) 連絡協議会のこれまでの成果

(A) 個別の被害に対する救済方法の確立と発展

連絡協議会では、全国でサクラサイト運営業者に対する訴訟を提起しており、サクラサイト運営業者の責任を認めた多数の裁判例や和解例を蓄積しており、サクラサイト被害の救済方法の確立と発展に寄与してきた。

代表的な裁判例として、高額被害でありながら敗訴した事件の控訴審を連絡協議会の会員らが担当して、サイト運営業者の責任を認めさせた東京高判平成25・6・19判時2206号83頁（フロンティア21事件。詳細は第4章Ⅲ1(2)、V参照。その後、同運営会社役員に対しても勝訴）がある。

(B) 被害相談の受け皿として

連絡協議会は、各地の消費生活センターと連携して、サクラサイト被害の被害者の相談の受け皿となっている。

(C) 大規模被害事件への対応

連絡協議会では、たとえば数年で数十億円以上もの被害を発生させるような、悪質なサイト運営業者に対する（こうした悪質業者は、表面上は別法人で

## 第1章 総論

のサイト運営を装っていても、資金移転や使用するシステムおよび運営方法等の実態を調査すると、集団として組織的・一体的に活動していることがある）各地での被害に関して、被害情報を共有することにより、集団での訴訟活動や刑事手続を啓発する活動を行っている（インパクトグループ事件、フロンティア21事件、ウイングネット事件およびフリーワールド事件、フェニックス事件など）。

### (D) 新しい決済方法および新しい詐欺手法による被害の対応

近時、アマゾンギフト等を利用した詐欺被害が発生しており（詳細は第4章II 3(2)(B)参照）、新たな被害救済の可能性について取り組んでいる。また、近時では、利益誘導型のサクラサイト、詐欺的な副業商法（サイドビジネス商法）、悪質な占いサイト被害、ロマンス詐欺被害等も増加しており、これらの対策にも取り組んでいる。

## サクラサイト被害全国連絡協議会

ウェブサイト 〈<https://sakurahigai.kyogikai.org/>〉

Facebook 〈[https://www.facebook.com/sakura.site.damage?locale=ja\\_JP](https://www.facebook.com/sakura.site.damage?locale=ja_JP)〉

X (旧 Twitter) 〈<https://twitter.com/sakurahigai>〉

### ◎執筆者一覧◎

(五十音順)

明石順平 (埼玉)	葛山弘輝 (東京)	中島俊明 (京都)
朝倉祐介 (東京)	加藤武夫 (神奈川)	中村弘毅 (埼玉)
有野優太 (神奈川)	神野直弘 (埼玉)	東谷良子 (埼玉)
安藤博規 (東京)	瀬戸和宏 (東京)	松苗弘幸 (埼玉)
石渡幸子 (東京)	高木篤夫 (東京)	松宮徹郎 (東京)
井上光昭 (埼玉)	武井共夫 (神奈川)	宮西陽子 (埼玉)
岩城善之 (愛知)	田島寛之 (東京)	宮野大翔 (埼玉)
上原伸幸 (埼玉)	月岡 朗 (埼玉)	元島亮典 (長野)
長田 淳 (埼玉)	鶴岡寿治 (静岡)	山口翔一 (埼玉)

## サクラサイト被害救済の実務〔第2版〕

令和6年1月22日 第1刷発行

定価 本体 3,000円+税

編 者 サクラサイト被害全国連絡協議会

発 行 株式会社 民事法研究会

印 刷 株式会社 太平印刷社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕 TEL 03 (5798) 7257 FAX 03 (5798) 7258

〔編集〕 TEL 03 (5798) 7277 FAX 03 (5798) 7278

<http://www.minjiho.com/>

[info@minjiho.com](mailto:info@minjiho.com)

組版/民事法研究会

落丁・乱丁はおとりかえします。ISBN978-4-86556-598-0 C2032 ¥3000E